

## 学校法人中央大学公益通報に関する規程

規程第二千五百七十五号

### (目的)

第一条 本規程は、学校法人中央大学及び本法人が設置する学校その他の教育・研究機関(以下「本学」という。)における公益通報に関する制度を設けることにより、違法行為等を早期に発見し、是正措置を講じることをもって、本学の教育・研究及び管理運営の健全な発展に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 違法行為等 法令又は本学が定める学校法人中央大学基本規定(寄附行為)及び諸規程(以下「学内規程」という。)に違反する行為をいう。
- 二 公益通報 通報者が、本学の業務に関して違法行為等が発生し、又はまさに生じようとしていることについて、本学の定める通報受付窓口に通報することをいう。
- 三 役員 本学の理事及び監事をいう。
- 四 教職員 専任及び非常勤にかかわらず、本学が雇用する教員及び職員をいう。
- 五 派遣労働者等 本学との間で労働者派遣契約に基づいて本学業務に従事する派遣労働者及び業務委託契約に基づいて本学業務に従事する業務受託者をいう。
- 六 学生等 本学の学生及び大学院生並びに附属の中学校及び高等学校生徒をいう。

### (他の規程との関係)

第三条 次の各号に掲げる申出及び通報には、それぞれ当該各号に定める規程を適用する。

- 一 ハラスメントの申出 中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程(規程第二千八百一十一号)及び中央大学附属の中学校及び高等学校におけるハラスメント防止啓発組織等に関する規程(規程第二千四百四十四号)
- 二 公的研究費に係る通報 中央大学における公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程(規程第二千五百五十一号)
- 三 研究活動上の不正行為の通報 中央大学における研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応に関する規程(規程第二千六百五十六号)

### (通報者及び被通報者)

第四条 公益通報(以下「通報」という。)を行うことができる者は、次の各号に該当する

者とし、現に通報を行った者を「通報者」という。

一 役員

二 教職員

三 派遣労働者等

四 学生等

五 退職後一年以内の教職員、派遣及び委託契約満了後一年以内の者

2 前項の規定にかかわらず、いずれの者も匿名による通報を行うことができる。この場合において、通報に係る事実があると信じるに足りる相当な根拠を必要とする。

3 通報の対象となる者は、第一項第一号から第四号に該当する者とし、現に通報の対象となった者を「被通報者」という。

4 被通報者による行為が本学以外の組織・機関に所属する資格において行われたものである場合には、通報として扱わない。

(目的外通報の禁止)

第五条 通報者は、次の各号に該当する目的で通報を行ってはならない。

一 自らが不正の利益を得る目的

二 他人を誹謗中傷する目的

三 被通報者との間の個人的争いを解決する目的

四 人事上の処遇の不満を解決する目的

五 その他の第一条の趣旨に反する目的

(不利益取扱いの禁止)

第六条 本学並びに役員及び教職員は、通報を行ったことを理由として、通報者に対し、解雇、労働者派遣契約の解除、降格、減給その他の不利益な取扱いをしてはならない。

2 本学は、不利益な取扱いを行った者に対し、法令、学内規程等に従って適切な措置を講じるものとする。

(理事長が被通報者となる場合)

第七条 理事長が被通報者となる場合には、理事会があらかじめ指名する理事（常任理事を除く。以下「理事長職務代理者」という。）が、本規程に定める理事長の職務を行う。

(通報処理統括責任者)

第八条 本学に通報に関する処理を統括するために通報処理統括責任者を置く。

2 通報処理統括責任者は、一通報毎に、理事長が常任理事のうちから、通報の内容等及びその担当職務を勘案して、一人を指名する。

- 3 前項の規定にかかわらず、理事長が被通報者となる場合には、理事長職務代理者が、理事（常任理事を除く。）の中から、通報処理統括責任者を指名する。
- 4 第二項の規定にかかわらず、常任理事が被通報者となる場合には、理事長は、理事（常任理事を除く。）の中から、通報処理統括責任者を指名する。
- 5 理事長は、第十二条に定める事実関係の予備調査又は公益通報調査委員会（以下「調査委員会」という。）の調査の過程において、内部監査室長から、当該通報に係る事実について、当該通報処理統括責任者の関与が疑われるとの報告を受けた場合、速やかに、通報処理統括責任者を他の常任理事に変更するものとする。

（通報受付窓口）

第九条 本学における通報及び通報に関する相談に対応するため、内部監査室及び本学が指定する本学外の機関（以下「外部機関」という。）に通報受付窓口を置く。

（通報等の方法）

第十条 通報又は通報に関する相談は、電話、電子メール、文書又は面談の方法によって行う。

（通報処理の指示）

第十一条 内部監査室が通報を受け付けたとき、内部監査室長は、速やかに当該通報を理事長に報告しなければならない。

- 2 外部機関が通報を受け付けたとき、外部機関の担当者は、速やかに当該通報を理事長に報告しなければならない。この場合において、外部機関は、当該報告の事実を内部監査室長に通知しなければならない。
- 3 理事長は、前二項の報告を受けた通報について、速やかに通報処理統括責任者を指名の上、処理を指示するものとする。

（調査委員会の招集）

第十二条 通報処理統括責任者は、前条第三項の指示を受けた場合、通報の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに調査委員会を招集しなければならない。

- 一 通報の内容が具体性又は特定性を欠き、調査の端緒とすることができない場合
- 二 通報の内容が違法行為等に係るものでないことが明らかであり、又は、極めて軽微な学内規程違反と認められる場合
- 三 通報に係る事案の処理を第三条に定める他の規程に委ねる場合
- 四 通報の内容が本法人の設置する学校その他の教育・研究機関（以下「当該機関」という。）における教育・研究に重要な関係を有する事案、当該機関の人事に係る事案又は

学生等の懲戒に係る事案、その他の当該機関の自主的・自律的検討に委ねることが適切であると認められる場合

- 2 通報処理統括責任者は、調査委員会を招集すべきか否かを判断するに際し、必要な範囲で内部監査室に事実関係の予備調査を命じることができる。なお、調査委員会が招集された場合において、予備調査の結果は、当該調査委員会の審議における資料として使用することができる。
- 3 通報処理統括責任者は、通報に係る事案の全部又は一部が第一項第三号に該当する場合、ハラスメントに関する事案にあつてはハラスメント防止啓発委員長に、公的研究費に関する事案にあつては公的研究費統括管理責任者に、研究活動上の不正行為に関する事案にあつては、研究倫理委員会委員長に対し、速やかにその旨を通知し、その処理を委ねるものとする。この場合において、通報者の個人情報とは当該機関の長に通知しないものとする。
- 4 通報処理統括責任者は、通報に係る事案の全部又は一部が第一項第四号に該当する場合、理事長に、当該機関の長と当該通報に係る事案の処理について協議することを要請するものとする。要請を受けた理事長は、当該機関の長と当該事案の処理について協議し、当該機関による処理が適切との結論を得た場合、当該機関の長に対し、速やかにその旨を通知し、その処理を委ねるものとする。この場合において、通報者の個人情報は当該機関の長に通知しないものとする。
- 5 通報処理統括責任者は、第一項各号のいずれかに該当することにより、調査委員会を招集しない場合、速やかに、理事長に対して、調査委員会を招集しないこと及びその理由を報告するとともに、その旨を通報者に対して通知しなければならない。ただし、通報者が匿名の場合、通報者への通知は要しない。
- 6 通報処理統括責任者は、第一項に基づき、調査委員会の招集を決定した場合、速やかに、理事長に対して、その旨を報告するとともに、通報者に対して通知しなければならない。ただし、通報者が匿名の場合は、通報者への通知を要しない。
- 7 前二項に定める通報者に対する通知は、通報受付窓口が通報を受け付けた日から二十日以内に行うものとする。ただし、合理的な理由があるときは、相当の期間、通知を延期することができる。
- 8 第三項及び第四項により当該事案の処理を行うこととなった当該委員長又は当該機関の長は、当該事案の処理が終わった後、その結果を速やかに通報処理統括責任者に通知しなければならない。これを受けて、通報処理統括責任者は、当該事案について未処理の部分があるときは、調査委員会を招集すべきか否かを決定する。調査委員会の招集を決定し

た場合には、第六項を準用する。

- 9 理事長は、第五項又は第六項により、通報処理統括責任者から調査委員会の招集の有無に係る報告を受けた場合、直近の理事会において、調査委員会の招集の有無、また、調査委員会を招集しないとしたときはその理由を報告するものとする。この場合において、通報の内容及び調査委員会委員の氏名は開示しないものとする。

(調査委員会)

第十三条 調査委員会は次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 通報処理統括責任者
  - 二 理事長が指名する理事 三人以内
  - 三 内部監査室長
  - 四 通報処理統括責任者が必要と認めた者 五人以内
- 2 委員長は、前項第一号に定める者をもって充てる。
- 3 第一項第一号、第二号及び第四号の委員は、一通報毎に理事長が委嘱する。
- 4 第一項の委員は、調査委員会の調査の過程において、当該通報に係る違法行為等への関与が疑われた場合、又は、被通報者と利害関係を有すると認められた場合には、調査委員会の決定により、以後の調査等に加わることはできない。
- 5 第一項第四号の委員として学外の者を委嘱したときは、通報処理統括責任者の申請により、執行役員会において別に定める報酬を支給することができる。
- 6 委員が調査のため出張する必要があるときは、学内規程により、出張旅費を支給する。
- 7 調査委員会の事務は、内部監査室の所管とする。内部監査室は、必要と認めるときは、関連部署の協力を得ることができる。

(調査委員会の任務)

第十四条 調査委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- 一 通報に係る事実の有無の調査
  - 二 違法行為等の存否の認定
  - 三 違法行為等の存在を認定した場合、その是正措置及び再発防止策の提言
- 2 調査委員会は、通報者及び被通報者に係る事実の真偽について調査し、法令及び学内規程への適合性について判断する。ただし、その判断に必要な限りにおいて、それらに関連する事項につき職権で調査をすることを妨げない。
- 3 調査委員会は、調査のために専門的な知識、経験又は技術が必要であると判断した場合は、外部の有識者又は専門機関に意見を求め、又は、その協力を受けることができる。こ

の場合においては、通報処理統括責任者の申請により、執行役員会において別に定める謝礼を支払うことができる。

- 4 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、第一項第二号の認定については、全委員の過半数を必要とする。
- 5 調査委員会は、違法行為等の存在を認定するには、適宜の方法で被通報者に弁明の機会を与えなければならない。ただし、被通報者が弁明の権利を放棄するときはこの限りではない。
- 6 調査委員会は、調査の手続が終結したときは、公益通報調査報告書（以下「調査報告書」という。）を速やかに理事長に提出するものとする。
- 7 調査委員会は、必要と認めるときは、調査報告書について、第一項第一号及び第二号に係る事項のみを内容とする中間報告書と、第一項第三号に係る事項を中間報告書に加えた最終報告書とに分けて、理事長に提出することができる。ただし、違法行為等の存在を認定しなかった場合は、中間報告書をもって最終報告書とする。
- 8 違法行為等の存在を認定しなかった場合でも、調査委員会は、必要と認めるときは、調査報告書において改善策等の提言をすることができる。

（違法行為等の存否の認定を行わずに手続を終結する場合）

第十五条 前条の規定にかかわらず、調査委員会は、次の各号に定める場合、違法行為等の存否の認定を行わずに、当該通報に係る手続を終結させることができる。

一 通報者が通報を撤回した場合

二 第十二条第一項第三号又は第四号に該当する場合

三 前条第六項に定める調査報告書において判断済みの通報と同一内容の通報である場合

- 2 前項第二号により手続を終結させる場合には、第十二条第三項、第四項及び第八項を準用する。
- 3 通報処理統括責任者は、第一項に基づいて調査手続を終結させた場合、理事長にその旨を文書で報告しなければならない。
- 4 理事長は当該文書を理事会に報告するとともに、内部監査室長に命じて通報者及び被通報者にこれを送付する。ただし、通報者が匿名の場合は、通報者への送付を要しない。
- 5 前項の文書に対しては、通報者及び被通報者は異議を申し立てることができない。ただし、第一項第三号により前項の送付を受けた通報者又は被通報者は、当該通報に係る手続の終結に不服があるときは、送付を受けた日から二週間以内に内部監査室に文書を提出す

ることにより、異議を申し立てることができる。この異議申立ての受け付け後の処理は、その性質に反しない限り、第十九条第二項以下及び第二十条を準用する。

(遵守事項)

第十六条 内部監査室、通報処理統括責任者及び調査委員会は、その職務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。その職務を離れた場合にあっても同様とする。

- 一 通報者、被通報者、利害関係人及び調査協力者の信用、名誉及びプライバシーに配慮すること。
- 二 常に公平不偏の態度を保持すること。
- 三 職務上知り得た情報を正当な理由なく他に漏えいしないこと。

2 前項の規定は、第十四条第三項に掲げる者に意見又は協力を求める場合にも遵守させるものとする。

(調査への協力義務)

第十七条 本学及び第四条第一項第一号から第四号までに該当する者は、内部監査室、通報処理統括責任者及び調査委員会から、調査の協力を求められた場合、正当な理由なく、これを拒否してはならない。

2 本学及び第四条第一項第一号から第四号までに該当する者は、調査を受けるに当たっては、誠実に対応するものとし、虚偽及び事実の隠蔽など不適切な行為を行ってはならない。また、調査の内容を他に漏らしてはならない。

(調査報告書の提出及び通知)

第十八条 理事長は、調査委員会から調査報告書の提出を受けたときは、これを理事会に報告しなければならない。報告の方法は、閲覧を原則とする。この場合において、第十六条第一項第一号の趣旨から調査報告書に一定の処理を加えることができる。

2 理事長は、内部監査室長に命じて、調査委員会の調査報告書を通報者及び被通報者に送付によって通知しなければならない。この場合において、第十六条第一項第一号の趣旨から調査報告書に一定の処理を加えることができる。ただし、通報者が匿名の場合は、通報者への通知を要しない。また、特段の事情がある場合には、閲覧等送付に代わる別の方法で通知することができる。

3 前二項の場合において、調査委員会が中間報告書を理事長に提出した場合は、第一項の報告及び前項の通知は最終報告書をもってすることができる。

(異議申立て)

第十九条 前条第二項により調査報告書の送付を受けた通報者又は被通報者は、通報に係る事実又は違法行為等の存否の認定に不服があるときは、送付を受けた日から二週間以内に内部監査室に文書を提出することにより、異議を申し立てることができる。異議申立書には、調査委員会の結論に影響を及ぼす瑕疵又は重大な手続上の瑕疵があることを具体的に記載しなければならない。

2 異議申立てがあったときは、内部監査室長は速やかに理事長にその旨を報告しなければならない。

3 理事長は、異議申立てがあったことを通報者又は被通報者に対して速やかに通知しなければならない。

4 理事長は、調査委員会委員でなかった理事のうちから、常任理事一名及び理事二名を異議審査委員として指名し、異議審査委員会を設置するものとする。委員長は常任理事をもって充てる。

5 異議審査の手続は書面審査とし、調査報告書及び調査委員会の調査の記録を審査対象とし、調査委員会の結論又は手続の中に異議申立人が指摘する瑕疵があるか否かを審議する。

6 異議審査委員会が、調査委員会の結論に影響を及ぼす瑕疵又は重大な手続上の瑕疵は認められないと判断するときは、その旨を文書で理事長に報告するものとする。これをもって、調査報告書は確定する。

7 異議審査委員会が、調査委員会の結論に影響を及ぼす瑕疵又は重大な手続上の瑕疵があると判断するときは、その旨を文書で理事長に報告するものとする。この場合、理事長は再調査委員会を設置するものとし、再調査委員会の構成及び手続に関しては調査委員会に関する本規程の定めを準用する。

8 再調査委員会が、調査委員会の結論を維持したときは、調査報告書が確定し、調査委員会の結論を覆すとともに新たな判断をしたときは、再調査報告書をもって当該通報処理の最終結論とする。

9 再調査委員会は、再調査報告書を理事長に提出し、理事長は理事会にこれを報告するとともに、通報者及び被通報者に送付するものとする。再調査委員会の判断に対して、再度異議申立てを行うことはできない。

(是正措置及び再発防止策)

第二十条 理事長は、違法行為等の存在を認定した調査報告書に対して期限までに異議申立てがなかったとき、又は、再調査報告書において違法行為等の存在が認定されたときは、それらの報告書に基づき、学長、校長又は常任理事に対し、是正措置及び再発防止策を取



るよう勧告するものとする。

- 2 前項の勧告を受けた学長、校長又は常任理事は、勧告に対する対応の結果を理事長に報告するものとし、理事長はこれを理事会に報告するものとする。

(事務所管)

第二十一条 本規程に定める事務は、内部監査室が所管する。

(実施の細目)

第二十二条 本規程に定めるもののほか、通報の処理に必要な事項は、内部監査室が別に定める。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (規程第二千六百五十八号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成二十八年五月二十八日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の第十条の規定は、平成二十八年五月二十八日以降に受けた通報から適用し、平成二十八年五月二十七日以前の通報については、なお従前の例による。

附 則 (規程第二千九百十七号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和三年六月十四日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に通報受付窓口に通報された公益通報に関しては、なお従前の例による。

附 則 (規程第三千十号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和四年七月十一日から施行する。

(経過措置)

- 2 本規程施行の前に、通報受付窓口が受け付けた通報に関しては、なお従前の例による。

[了解事項]

学校法人中央大学公益通報に関する規程第十一条に関し、理事長は被通報者ではないが通報の内容が明らかに理事長に関するものである場合、又は、内部監査室長が理事長に通報の報告をした日から二週間を経てもなお理事長が通報処理統括責任者に処理の指示をしてい

ないことが判明した場合、内部監査室長は監事にその旨を報告するものとする。